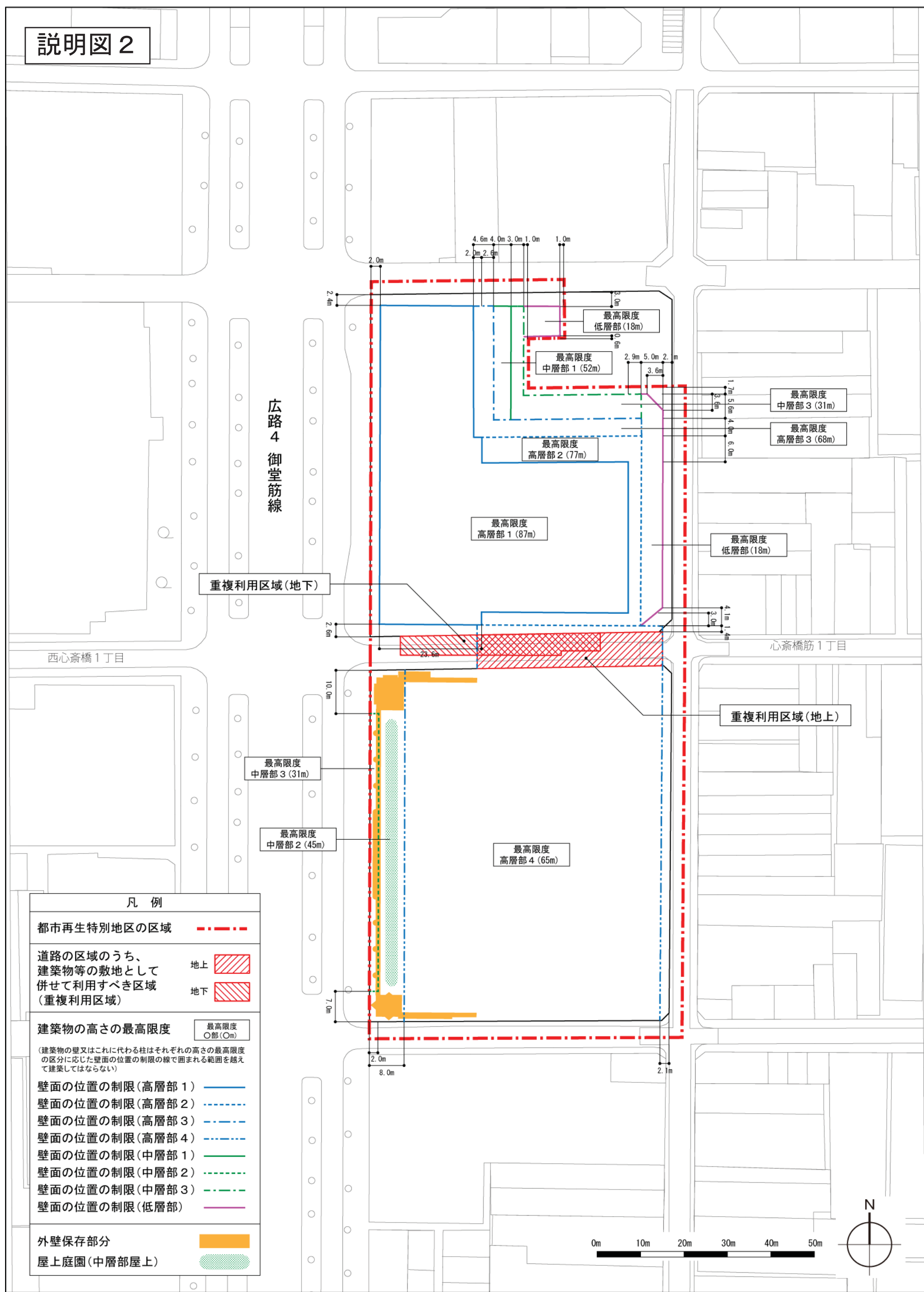


説明図 2



広路4
御堂筋線

重複利用区域(地下)

西心斎橋1丁目

心斎橋筋1丁目

重複利用区域(地上)

凡例	
都市再生特別地区の区域	---
道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域 (重複利用区域)	地上
	地下
建築物の高さの最高限度	最高限度 ○部(○m)
<small>(建築物の壁又はこれに代わる柱はそれぞれの高さの最高限度の区分に応じた壁面の位置の制限の線で囲まれる範囲を越えて建築してはならない)</small>	
壁面の位置の制限(高層部1)	—
壁面の位置の制限(高層部2)	---
壁面の位置の制限(高層部3)	----
壁面の位置の制限(高層部4)	-----
壁面の位置の制限(中層部1)	—
壁面の位置の制限(中層部2)	---
壁面の位置の制限(中層部3)	----
壁面の位置の制限(低層部)	-----
外壁保存部分	
屋上庭園(中層部屋上)	

0m 10m 20m 30m 40m 50m

